

男女共同参画社会のすすめ

「イクメン(子育てする男性)」が当たり前の社会にするために

資料1



学習問題

ステージ1 なぜ、日本の男性は育児に関わる時間が少ないのだろうか？

男女平等の保障はされている！！

日本国憲法第14条→平等権

男女雇用機会均等法

男女共同参画社会基本法

資料2

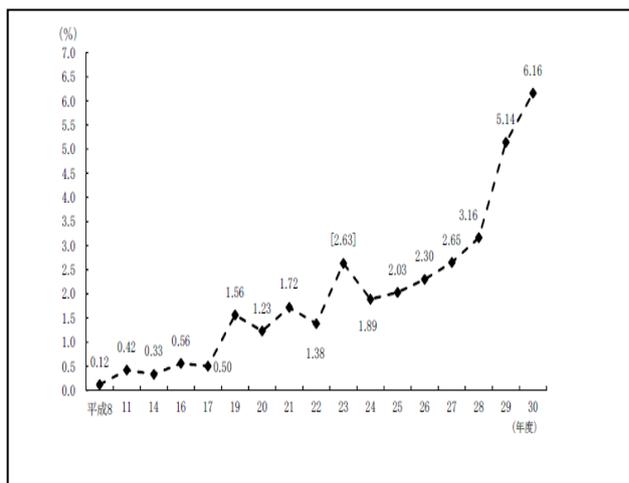
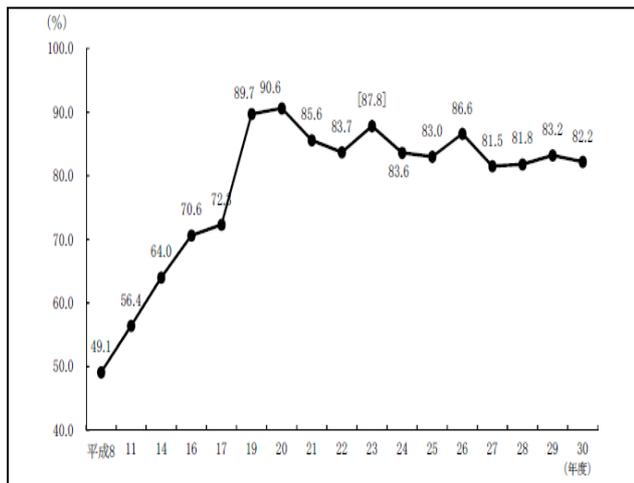
育児休業制度とは

子が1歳(一定の場合は、最長で2歳)に達するまで(父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間<パパ・ママ育休プラス>)、申出により育児休業の取得が可能

また、産後8週間以内の期間に育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても申出により再度の育児休業取得が可能<パパ休暇>

※一定の条件を満たした有期契約労働者も取得可能。

資料3 育児休業取得率の推移 どっちが男性？女性？



資料3を見て、気付くことは！

ステージ2 男性の育児休業取得率を上げるための方策を考えよう！

()の立場で考えました！

自分の考え

仲間の考え

ステージ3 男性も育児休業を取りやすくするために大切なことは何だろうか。自分の考えをまとめてみよう。